

第33回 湧水町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年3月31日（火）午前9時～午前10時45分

2. 開催場所 いきいきセンターくりの郷 研修室1. 2

3. 出席委員 12名

会長 15番 重村 耕一郎

会長代理

委員 2番 福島 昌信 9番 神掛 ちず子

4番 園山 秀国

5番 高橋 慶生 11番 竹ノ内 春則

6番 前田 格男 12番 興邊 雄次

7番 清水 隆一 13番 上水流 政俊

8番 萩原 とよ子 14番 山口 華

4. 欠席委員 1番 梶 重明 10番 中尾 隆

5. 議事日程

(1) 開 会

(2) 議事日程について

(3) 議事録署名委員の指名について

(4) 会期の決定について

(5) 事務局報告

① 合意解約申出書 (6 件)

② 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 (3 件)

(6) 付議事件及び順序について

日程第1 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について (議案 1 件)

日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について (議案 10 件)

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について (議案 2 件)

日程第4 農地法第5条の規定による許可申請について (議案 1 件)

日程第5 非農地証明願の申請審議について (議案 5 件)

日程第6 農地利用状況調査に係る非農地決定について (議案 1 件)

日程第7 地域計画の変更に対する意見決定について (議案 1 件)

日程第8 令和8年度最適活動の目標設定等について (議案 1 件)

(7) その他農政一般事項

(8) 閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長

主 査

監 理 官

農地係長兼管理調整係長

事 務 補 助 員

議 長 それではただ今から、第33回湧水町農業委員会定例総会を開催します。本日の会議を開きます。

議 長 本日は、中尾委員が所要のため出席できない旨の申し出がありました。

議 長 日程にしたがい議事を進めます。議事日程につきましては、事前に配布したとおりです。

議 長 議事録署名委員を指名します。会議規則第23条第2項の規定により、本日の議事録署名委員は、5番高橋委員と6番前田委員を指名します。

議 長 会期決定の件を議題とします。お諮りします。本総会の会期は、本日1日限りといたします。ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

議 長 次に、事務局報告に移ります。まず、合意解約申出書が6件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1ページになります。①合意解約申出書6件です。番号1。貸人、湧水町中津川 〇〇〇〇。借人、鹿児島市 公益財団法人鹿児島県地域振興公社。土地の所在 中津川字扇割〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、平成29年12月31日から令和9年12月30日及び令和2年2月1日から令和12年1月31日。解約の理由、生前贈与のため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年4月30日。番号2。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町恒次 〇〇〇〇。土地の所在 米永字西玉〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外3筆 計4筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和6年6月25日から令和11年5月31日。解約の理由、土地を贈与するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年2月27日。番号3。貸人、霧島市隼人町 〇〇〇〇。借人、湧水町米永 〇〇〇〇。土地の所在 米永字木場〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和3年8月1日から令和13年7月31日。解約の理由、所有者が耕作するため。利用権の種類、使用貸借権。土地の引渡しの時期、令和8年3月4日。番号4。貸人、湧水町恒次 〇〇〇〇。借人、湧水町川添 有限会社 〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。土地の所在 恒次字横投〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は有です。契約の期間は、令和5年4月27日から令和15年3月31日。解約の理由、耕作者の都合によるものです。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和8年3月6日。番号5。貸人、

湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字越ケ谷〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和５年４月１日から令和１０年３月３１日。解約の理由、所有者が耕作するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和８年３月３１日。番号６。貸人、湧水町木場 〇〇〇〇。借人、湧水町木場 〇〇〇〇。土地の所在 木場字川原口〇〇 地目は畑 面積は〇〇㎡ 外１筆 計２筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。契約の期間は、令和７年２月２５日から令和１７年２月２８日。解約の理由、農地中間管理機構に変更するため。利用権の種類、賃借権。土地の引渡しの時期、令和８年３月１０日。以上です。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声）

議 長 　　ご質問ご意見等が無ければ、以上で合意解約申出書 を終わります。

議 長 　　次に、農地法第３条の３第１項の規定による届出書が３件提出されています。事務局の説明を求めます。

事 務 局 　　３ページです。農地法第３条の３第１項の規定による届出書が３件です。番号１。権利取得者、湧水町般若寺 〇〇〇〇。権利取得日、令和７年７月３０日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、般若寺字檜木〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外２筆 計３筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号２。権利取得者、湧水町米永 〇〇〇〇。権利取得日、平成３０年１２月３日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、米永字久留須山〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡ 外３筆 計４筆 合計面積〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。番号３。権利取得者、湧水町木場 〇〇〇〇。権利取得日、令和８年２月１３日。取得事由、相続。権利の種類、所有権。土地の所在、木場字大坪〇〇 地目は田 面積は〇〇㎡です。あっせん等の希望は無です。以上です。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
（なしの声）

議 長 　　ご質問ご意見等が無ければ、以上で農地法第３条の３第１項の規定による届出書を終わります。

議 長 　　以上で、事務局報告を終わります。

議 長 　　次に付議事件及び順序について に移ります。日程第１ 議案第４３２号 農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を議

題とします。利用権設定の審査を行います。事務局の説明を求めます。

事務局

4 ページです。日程第 1 議案第 432 号。農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について。(1) 利用権設定。整理番号 1 号から整理番号 1 4 号、及び (2) 共有者不明農地等に係る利用権設定。整理番号 1 5 号から整理番号 1 6 号です。下の地区別集計表をご覧いただきたいと思います。左側の利用権設定の部分です。合計だけ申し上げます。田が 33,590 m²、畑が 3,494 m²、計 37,084 m²です。次に 5 ページをご覧ください。総括表です。こちらでも合計だけ申し上げます。賃貸借分の田が 29,814 m²です。次に使用貸借分の田が 3,776 m²、畑が 3,494 m²です。計で田が 33,590 m²、畑が 3,494 m²、合計 37,084 m²です。なお、利用権設定の詳細は 6 ページから 9 ページに記載してありますので、ご確認ください。以上です。

議長

はじめに、(1) 利用権設定の整理番号 1 号から整理番号 1 4 号を審査します。整理番号 1 号から整理番号 1 4 号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等がなければ、整理番号 1 号から整理番号 1 4 号については、承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長

異議なしと認めます。整理番号 1 号から整理番号 1 4 号については、承認することに決定しました。

議長

次に、共有者不明農用地の公示に係る利用権設定の審査をおこないます。事務局の説明を求めます。

事務局

議案説明の前に、今回、所有者不明農地の利用権設定を可能とする制度の所有者不明農地制度について概要をご説明いたします。議案参考資料の 4 ページをご覧くださいと思います。所有者不明農地の概要でございます。この制度は、相続未登記の農地について、本来は相続人の過半の同意が必要ですが、相続人の過半の同意がなくても一定の手順を踏むことによって利用権設定が可能となる制度ということでございます。ただし、その手続きについては 2 つの手順がございまして、基本的には同じような流れになるのですが、1 つは相続人が 1 人も判明していない時、これは農地法に基づく手順、相続人が 1 人でも判明している場合は、農地バンク法による手順ということで、2 つの法律に基づいて手順が異なっております。ちなみに鹿児島県では、相続人が 1 人も判明していない農地を所有者不明農地、1 人でも判明していれば共有者不明農地というふうに区分しております。今回の議案につきましては、共有者不明農地での手続きとなります。

共有者不明農地の手続きについて概要を説明いたします。相続人の1人から農地を貸したい申し出があった場合、農業委員会の方が、残りの共有者の相続人を探索いたします。共有者の探索としましては、登記名義人の配偶者と子までということで法律上規定されておりまして、そこまで限定して探索をいたします。半分以上の共有者が判明しなければ、農業委員会の方で2ヶ月間の公示を行います。その間、他の共有者から異議申し立てがなければ、利用権設定に同意したものとみなされて、それを農地バンクに通知をし、農地バンクが県知事の認可を受けて、貸し付けが可能となる手続となります。それでは、議案について説明いたします。総会資料の10ページをご覧くださいと思います。(2) 共有者不明農地等に係る利用権設定です。関連がありますので整理番号15号から整理番号16号について併せて説明いたします。本件については、相続未登記であることから登記名義人と配偶者と子までの探索を行いました。探索の結果については、議案参考資料の3ページをご覧ください。一番左に登記名義人が記載してございますが、令和7年6月30日に死亡しております。配偶者とは生前離婚していることから、配偶者には相続権がなく、相続人は、今回の申請人である〇〇〇〇氏を含め2名のみとなります。持ち分はそれぞれ2分の1ずつとなります。相続人の1人である〇〇氏の兄も令和7年8月15日に死亡しております。このため探索はここまでとなります。なお、〇〇氏と協議をした結果、兄の配偶者とは折り合いが悪く疎遠であり、所在は不明とのことです。この結果、判明している相続人は〇〇〇〇氏1人であり、〇〇〇〇氏の持ち分2分の1だけでは半分を超えないことから、令和8年2月6日付で、町の掲示板並びに町のホームページで公示を行っております。これが議案参考資料の1ページと2ページとなっております。1ページは公示の内容、2ページが契約書の内容となっております。この契約書は、先ほどの議案の整理番号15号と16号を合わせた契約の内容となっております。2月6日付で公示を行いましたので、4月5日までの2ヶ月の間に異議申し立てがなければ、この計画に同意したものとみなされ、そこから農地バンクに通知を行い、県知事の認可を経て利用権設定が可能になる流れとなります。なお、農地バンクの手続きについては、公示終了後、1週間を目途に送付する必要がありますが、その1週間の間に定例総会での意見決定をいただく時間がないことから、今回、4月5日までの公示期間中に異議申し立てがないことを条件として、意見決定を行っていただきたいと思います。なお、現在までに、異議申し立てはございませんので、併せてご説明申し上げます。以上で説明を終わります。

議 長

それでは、整理番号15号から整理番号16号を審査します。整理番号1

5号から整理番号16号までの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、整理番号15号から整理番号16号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。整理番号15号から整理番号16号については保留とし、公示期間中に異議申し立ての有無を確認後、その承認を会長に一任することに決定しました。

議 長 以上で、農地中間管理事業による農用地利用集積等促進計画の承認について を終わります。

議 長 日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について を議題とします。議案第433号から議案第442号までの10議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 11ページです。日程第2 農地法第3条の規定による許可申請について。議案第433号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字平下〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町恒次 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 合同会社 〇〇 代表社員 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数4。申請事由は規模拡大 売買価格は〇〇万円です。次に議案第434号。権利、所有権移転。土地の所在、米永字西玉〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 他3筆 計4筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町恒次 合同会社 〇〇 代表社員 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数4。申請事由は規模拡大。贈与です。次に議案第435号。権利、所有権移転。土地の所在、稲葉崎字通山〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 他5筆 計6筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、鹿児島市下荒田 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第436号。権利、所有権移転。土地の所在、恒次字へゴヲ〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外2筆 計3筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、東京都国分寺市 〇〇〇〇。受人、霧島市国分福島 〇〇〇〇。労力総数2。申請事由は新規就農。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第437号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人

の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 438 号。権利、所有権移転。土地の所在、北方字麦生田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人、湧水町北方 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。次に議案第 439 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字黒岩〇〇 地目は畑 農振内 面積は〇〇㎡です。渡人、宮崎県宮崎市 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 2。申請事由は規模拡大。売買価格は〇〇円です。次に議案第 440 号。権利、所有権移転。土地の所在、木場字池ノ上 〇〇 地目は畑 農振外 面積は〇〇㎡です。渡人、神奈川県藤沢市 〇〇〇〇。受人、湧水町木場 〇〇〇〇。労力総数 2。申請事由は新規就農。売買価格は〇〇万円です。次に議案第 441 号。権利、所有権移転。土地の所在、川西字松山〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、福岡県久留米市 〇〇〇〇。受人、湧水町川西 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 3。申請事由は規模拡大。売買価格全部で〇〇円です。次に議案第 442 号。権利、所有権移転。土地の所在、鶴丸字古田〇〇 地目は田 農振内 面積は〇〇㎡ 外 4 筆 計 5 筆 合計面積は〇〇㎡です。渡人、兵庫県明石市 〇〇〇〇。受人、湧水町川添 〇〇〇〇。受人の経営面積は〇〇㎡です。労力総数 1。申請事由は規模拡大。売買価格は全部で〇〇万円です。以上です。

議 長
議 長

農地法第 3 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。
順を追って審議します。はじめに、議案第 433 号を審議します。議案第 433 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限に、〇〇番〇〇委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(〇〇委員退席)

議 長
議 長
議 長

休憩を閉じ会議を開きます。
順を追って審議します。
それでは、議案第 433 号を審議します。議案第 433 号については、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番

4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 433 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページから 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はあ

りません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 433 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 433 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 434 号を審議します。議案第 434 号についても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

4 番 4 番園山が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 434 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、8 ページから 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 434 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 434 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 ○○委員の出席を求めるため暫時休憩します。
(○○委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、議案第 435 号を審議します。議案第 435 号については、農業委員会等に関する法律第 31 条議事参与の制限に、○○番○○委員が抵触しますので、退席を求めるため 暫時休憩します。
(○○委員退席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 それでは、議案第 435 号を審議します。議案第 435 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 435 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、1 0 ページから 1 1 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきまして、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

2 番 2 番福島です。面積的に対価が〇〇万円はどうかと思うが、説明をお願いしたい。

事 務 局 〇〇〇〇さん自体が受け継がれた農地の処分を行っているところですが、鹿児島市に生まれしており、遠方であり、農業をされるつもりもないとのことで、この価格で売買がついたと伺っております。

議 長 他に、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 435 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 435 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 〇〇委員の出席を求めるため暫時休憩します。

(〇〇委員着席)

議 長 休憩を閉じ会議を開きます。

議 長 次に、議案第 436 号を審議します。議案第 436 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 436 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、1 2 ページから 1 3 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。

調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 436 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 436 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 437 号を審議します。議案第 437 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 4 番 1 4 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 437 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、1 4 ページから 1 5 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 437 号は調査委員の報告は許可相当ということ。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 437 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 438 号を審議します。議案第 438 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 4 番 1 4 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 438 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、1 6 ページから 1 7 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項につきましては、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 438 号は調査委員の報告は許可相当とい

うことです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 438 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 439 号を審議します。議案第 439 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 4 番 1 4 番山口が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 439 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、1 8 ページから 1 9 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 439 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 439 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 次に、議案第 440 号を審議します。議案第 440 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 440 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 5 ページ、2 0 ページから 2 1 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は畑です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 440 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 440 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

- 議 長 次に、議案第 441 号を審議します。議案第 441 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 441 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページから 24 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 441 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 441 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 442 号を審議します。議案第 442 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。
- 8 番 8 番萩原が報告します。農地法第 3 条に係る議案第 442 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 22 ページ、25 ページから 27 ページをご参照ください。調査事項の中で、現況地目は田です。地域との調和要件は、すべて整っており特に問題はありません。指導事項については、特にありませんでした。調査意見は、許可相当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 442 号は調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 442 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 3 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 3 農地法第 4 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 443 号から議案第 444 号までの 2 議案を一括上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

15 ページです。日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について。議案第443号。土地の所在、川添字桑原〇〇。地目は田、農振外で面積は〇〇㎡ 外1筆 計2筆 合計面積は〇〇㎡です。農地区分は第2種で地域計画内です。申請人、湧水町川添 〇〇〇〇。形態・用途は山林への転用・モミジ50本を植林予定です。申請事由は、鳥獣被害（猪・鹿）も多く生産性が低いため、モミジを植林して山林にしたいとのことです。添付資料は位置図、住宅地図、配置図、被害防除計画書及び誓約書がありました。次に、議案第444号。土地の所在、恒次字ヘゴヲ〇〇。地目は田、農振外で面積は〇〇㎡です。農地区分は農振農用地ですが、既に農業用施設への用途区分変更は終わっております。地域計画外です。申請人、東京都国分寺市 〇〇〇〇。形態・用途は豚舎及び糞尿処理用地への転用です。申請事由は、養豚業の生産基盤の強化及び効率的で安定した畜産経営を実現するためです。添付資料は位置図、住宅地図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、既に転用済みのため始末書がありました。以上です。

議長

農地法第4条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議長

順を追って審議します。はじめに議案第443号を審議します。議案第443号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

14番

14番山口が報告します。農地法第4条に係る議案第443号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の28ページから31ページをご参照ください。周囲の状況は、北は道路、東は畑、南は山林、西も山林です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議長

ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議長

ご質問ご意見等なければ、議案第443号は、調査委員の報告は許可相当ということです。ただし、地域計画内の農地のため保留とし、地域計画の除外決定後に、その許可を会長に一任することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 443 号につきましては保留とし、地域計画除外決定後に、その許可を会長に一任することに決定しました。

議 長 次に、議案第 444 号を審議します。議案第 444 号につきましても、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 1 2 番興邊が報告します。農地法第 4 条に係る議案第 444 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 3 2 ページから 3 6 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は山林、東も山林、南も山林、西は畑です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、住宅地図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書、始末書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 444 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 444 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。

議 長 以上で、農地法第 4 条の規定による許可申請について を終わります。

議 長 次に、日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について を議題とします。議案第 445 号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 1 6 ページです。日程第 4 農地法第 5 条の規定による許可申請について。議案第 445 号。権利、所有権移転。土地の所在、幸田字楠丸〇〇 地目は田 農振外 面積は〇〇㎡です。農地区分は 2 種で地域計画外になります。渡人、岡山県倉敷市 〇〇〇〇。受人、鹿児島市 株式会社〇〇 代表取締役 〇〇〇〇。形態は所有権移転で、用途施設は蓄電池所です。設置面積は蓄電池 2 棟〇〇㎡です。申請事由は、蓄電池所建設のためです。添付書類として位置図・事業計画書・配置図・被害防除計画書及び誓約書がありました。売買価格は〇〇万円です。以上です。

議 長 農地法第 5 条の許可区分は、湧水町農業委員会です。

議 長 議案第 445 号を審議します。議案第 445 号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

- 4 番 4 番園山が報告します。農地法第 5 条に係る議案第 445 号の現地調査の報告をいたします。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 37 ページから 40 ページをご参照ください。周囲の状況は、北は宅地、東は道路、南は田、西は原野です。一般基準の他法令関係については、該当ありません。周囲の農地等への支障の有無については、特にありません。添付書類は、位置図、配置図、事業計画書、被害防除計画書及び誓約書等がありました。転用許可に関しての調査意見は、農地転用に関する許可基準に照らし、「資力及び信用」、「転用の確実性」、「計画面積の妥当性」、また、転用することによって生じる付近農地への支障等は、特に問題はないので転用適当と見ました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第 445 号は、調査委員の報告は許可相当ということです。許可相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 445 号につきましては、許可相当と認め許可することに決定しました。
- 議 長 以上で、農地法第 5 条の規定による許可申請について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 5 非農地証明願の申請審議についてを議題とします。議案第 446 号から議案第 450 号までの 5 議案を一括上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 17 ページです。日程第 5 非農地証明願の申請審議について。議案第 446 号。願出人、湧水町幸田 ○○○○。土地の所在、幸田字杵谷○○ 地目は田 面積は○○㎡ 外 3 筆 計 4 筆 合計面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成 10 年頃から耕作放棄地され、鳥獣被害もあり原野化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 3 号、第 6 号、第 7 号です。次に議案第 447 号。願出人、始良市西餅田 ○○○○。土地の所在、木場字牧野○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和 58 年頃、農地法の許可を得ずに植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第 2 条の第 2 号、第 3 号、第 9 号です。次に議案第 448 号。願出人、愛知県一宮市 ○○○○。土地の所在、稲葉崎字内迫○○ 地目は畑 面積は○○㎡ 外 2 筆 計 3 筆 合計面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、昭和 52 年頃、農地法の

許可を得ずに植林したため山林化した。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第6号です。次に議案第449号。願出人、湧水町木場 ○○○○。土地の所在、北方字新中馬場○○ 地目は畑 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、今は現存しない○○株式会社が、事業用として倉庫・作業場を昭和49年に建築しており、隣接する北方○○番の土地と建物を競落した○○○○氏の相続人が宅地として利用しているためです。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第10号です。次に議案第450号。願出人、霧島市牧園町 ○○○○。土地の所在、木場字永迫○○ 地目は田 面積は○○㎡です。所有者は本人です。非農地とする理由といたしまして、申請地は、平成20年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり山林化したため。非農地判定基準は、湧水町農業委員会非農地証明交付基準第2条の第2号、第3号、第6号、第7号です。以上です。

議 長 それでは、議案第446号を審議します。議案第446号につきましては、現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いします。

1 2 番 12番興邊が報告します。非農地証明願いに係る議案第446号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の41ページから45ページをご参照ください。調査意見は、申請地は平成10年頃から耕作放棄され、鳥獣被害もあり原野化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第3号、第6号、第7号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第446号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます議案第446号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。

議 長 次に、議案第447号を審議します。議案第447号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。

- 8 番 8 番萩原が報告します。非農地証明願いに係る議案第 447 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 1 ページ、4 6 ページから 4 8 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は昭和 58 年頃、農地法の許可を得ずに植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 9 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 447 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 447 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 448 号を審議します。議案第 448 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 4 番 4 番園山が報告します。非農地証明願いに係る議案第 448 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 1 ページ、4 9 ページから 5 1 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、昭和 5 2 年頃、農地法の許可を得ないで植林したため山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 448 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

- 議 長 異議なしと認めます。議案第 448 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 449 号を審議します。議案第 449 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 8 番 8 番萩原が報告します。非農地証明願いに係る議案第 449 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 1 ページ、5 2 ページから 5 4 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、現存しない〇〇株式会社が事業用として倉庫・作業場を昭和 4 9 年に建築しており、隣接する北方〇〇番とともに宅地化している。現在は北方〇〇番の土地と建物を競落した〇〇〇〇氏の相続人が宅地として利用しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は宅地等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 1 0 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。
- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 449 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 449 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 次に、議案第 450 号を審議します。議案第 450 号につきましても現地調査が行われていますので、調査委員の報告をお願いいたします。
- 4 番 4 番園山が報告します。非農地証明願いに係る議案第 450 号の現地調査の報告をいたします。調査日時、調査委員等については別紙 現地調査報告書一覧表をご覧ください。申請地、申請者及び場所等については、議案書と議案参考資料の 4 1 ページ、5 5 ページから 5 7 ページをご参照ください。調査意見は、申請地は、平成 2 0 年頃から耕作放棄され、イノシシ被害もあり山林化しており、今後農地への復元が困難な土地であると判断しました。なお周囲は山林等に接しているため周辺農地には影響はありません。以上のことから、非農地判断基準の第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号に該当することを確認したため、非農地証明を発行することはやむを得ないと判断しました。以上報告します。

- 議 長 ただ今の調査委員の報告に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 450 号については調査委員の報告は非農地判定相当ということです。非農地と認め非農地証明を発行することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 450 号につきましては、非農地と認め非農地証明を発行することに決定しました。
- 議 長 以上で、非農地証明願の申請審議についてを終わります。
- 議 長 日程第 6 農地利用状況調査に係る非農地決定について を議題とします。議案第 451 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 19 ページです。日程第 6 農地利用状況調査に係る非農地決定について。議案第 451 号。対象地区は、幸田地区になります。土地の所在、幸田字後小路〇〇 地目は田、面積は〇〇㎡ 外 田が 41 筆、畑が 99 筆、牧場 1 筆、合計 142 筆の〇〇㎡になります。詳細については、議案書の 19 ページから 27 ページ、および議案参考資料の 58 ページから 71 ページをご参照ください。非農地とする理由としまして、令和 7 年度の利用状況調査におきまして、重村会長、佐牟田推進委員の現地確認により、山林や原野であると確認され、今回非農地決定を行うものであります。以上です。
- 議 長 只今の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 ご質問ご意見等がなければ、議案第 451 号については非農地と決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)
- 議 長 異議なしと認めます。議案第 451 号につきましては、非農地とすることに決定しました。
- 議 長 以上で、農地利用状況調査に係る非農地決定について を終わります。
- 議 長 次に、日程第 7 地域計画の変更に対する意見決定についてを議題とします。町長から意見を求められています。議案第 452 号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事 務 局 28 ページです。日程第 7 地域計画の変更に対する意見決定について。議案第 452 号です。今回の地域計画の変更は、川添地区です。川添地区については、山林への転用を目的とするものが 1 件で 2 筆あり、合計面積は〇〇㎡です。次に議案参考資料の 73 ページをご覧いただきたいと思いま

す。湧水町の地域計画は、区域内の農用地等の面積設定の最小単位が1ヘクタールで設定されております。表の中で、番号11の川添地区については、計画の変更はあったものの、地域計画における面積の変更はありませんでした。町全体でも、地域計画における面積の変更はありませんでした。また、現地調査につきましては、農地転用申請と同時に確認済みです。以上です。

議 長 それでは、議案第452号を審議します。ただいまの事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 ご質問ご意見等なければ、議案第452号は事務局の報告は、地域計画の変更について 変更 やむを得ないということです。地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第452号につきましては、地域計画の変更について 変更 やむを得ないと認め、町長に回答することに決定しました。

議 長 以上で、地域計画の変更に対する意見決定について を終わります。

議 長 日程第8 令和8年度最適化活動の目標の設定等について を議題とします。議案第453号を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 29ページです。日程第8 令和8年度最適化活動の目標設定等について。議案第453号。令和8年度最適化活動の目標設定等につきまして説明いたします。1番目の農業委員会の現在の体制についてです。農業委員については定数15名に対しまして現在実数が14名となっております。また推進委員につきましては、定数14名に対しまして実数14名となっております。2番目の総農家数等につきましては、昨年、農林業センサスによる調査がおこなわれたのですが、まだ市町村別の確報等が出ておりませんので、前回の調査による数値を使用しており、本年度と変更はございません。耕地面積につきましては、直近の耕地及び作付面積統計に基づいて記載をしているところでございます。田が870ha、畑が794ha、合計の1,660haということになっております。端数調整の関係で、田畑の合計に若干の差異が生じております。次に30ページです。最適化活動の目標です。農地の集積につきましては、農地面積は1,660ha、これまでの集積面積は805ha、集積率は44.6%となっております。令和8年度の目標として、県から示された新規集積面積は34.4haです。また、遊休農地につきましてはなかなか解消が進まないのが現状です。次に31ページです。新規参入につき

ましては、毎年新規就農の方がいらっしゃいますが、令和 7 年度においては 2 名の新規就農があったところです。今後も新規参入者の確保に努めなければならないところです。最後に令和 8 年度の最適化活動の目標値です。昨年と同様に、1 人当たりの活動日数を月 10 日と設定しましたので、毎回お願いしておりますが、些細な活動でも構いませんので、必ず日誌に記入いただくようお願いします。最適化活動の報酬ですが、活動状況の日数で国から配分をされますので、こまめな農地の見回り、農家との相談業務、事務局との連携など、日誌への記載をお願いします。以上です。

議 長 只今の事務局の説明に対し、ご質問ご意見等ございませんか。
(なしの声あり)

議 長 ご質問・ご意見等がなければ、議案第 453 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(異議なしの声あり)

議 長 異議なしと認めます。議案第 453 号 令和 8 年度最適化活動の目標の設定等について は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 以上で、令和 8 年度最適化活動の目標設定等について を終わります。

- 議 長 次に、その他農政一般事項についてですが、皆様方から何かございませんか。
- 4 番 4番園山です。2件あります。蓄電池の事業ということで、今回調査に行かせていただいて、蓄電池を置いて何してるのかと思い伺ってみました。その内容を共有したいと思います。太陽光の増加によって、昼間の送電線の電気が余っていると、これを昼間の間に蓄電池にため込んで、それを夜の電気の使用が多い時間帯に売電するとのことです。昼間の購入と夜の売電の差額でこの事業が成り立っているということらしいです。蓄電池が古くなれば、交換して永年この事業は続けられるので、長い間利益が出続けるとのことです。今回耕作放棄地で、周りに影響もなく、施設自体も汚水が出るようなものでもなく、背が高い施設でもないの、活用するにはいいかなと思いました。ただ、土地の売買価格が非常に高く、今回も1反歩そこそこで〇〇万円だったので、悪質な転用とか、土地ころがしみたいな影響がないとも言えないので、注意がいるのかなと思ったところでした。今後もこの例は増えていくのではと業者も言っていましたので、注意が必要かなと思いました。もう1件は、以前事務局には電話をしたのですが、白地図で案件を追っていくというところで、タブレットで航空写真を見てはどうかと話をしました。航空写真で見ると、周りの荒れようとか、状況がわかって色々なことに気づくので、今日も自分で現地調査に行ったのですが、道路がどこかなというようにわかりにくい案件もありましたので、新年度とか、次の新しい体制の時に検討してはどうかと思いました。
- 議 長 他にありませんか。
(なしの声あり)
- 議 長 なければ、その他農政一般事項について を終わります。
- 議 長 以上で、本日付議されました議案は、全部終了いたしました。これで、第33回湧水町農業委員会定例総会を閉会します。

(閉会) 午前10時45分

議 長

5 番

6 番
